

04. 学生証

担当は学生支援課奨学厚生係 (syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp) です。
天王寺キャンパス所属の学生は、天王寺地区総務課で手続きを行ってください。

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。卒業まで使用しますので、大切に取り扱い、求められた際にはすぐに提示できるよう、常に携帯するようしてください。また、ICカードになっていますので、折り曲げたり、衝撃を加えたりするとICチップが割れたり、アンテナが破損します。取り扱いには注意し、他人への貸与、譲渡は絶対に行わないようしてください。

学生証を紛失又は破損等により使用不能となった場合は、直ちに学生支援課奨学厚生係(天王寺地区総務課)に届け出て再交付の手続きを行ってください。

また、卒業、退学等により本学の学生の身分を失った場合は、学生証を速やかに返却してください。



※学生証の氏名表記について

氏名は、漢字又はアルファベット及びカタカナで表記します。漢字は日本工業規格の第1水準及び第2水準の文字を使用します。これらに置換できない文字が含まれている場合は、氏名全体をカタカナで表記します。証明書自動発行機で発行する証明書についても同様となります。なお、留学生についてはアルファベット(パスポート表記)を使用します。

●在学確認兼通学区間シール

学生証の裏面に貼付しているこのシールは、本学に在籍していることを証明するものであり、通学定期乗車券発行控を兼ねたものです。

1年ごとに更新されますので、必ず学生証の裏面に貼付してください。有効期限が切れている、もしくは現住所・通学区間の記載がないものは学生証としての取り扱いができません。なお定期を購入しない者は、「定期不要」と印字されたシールを貼付します。

記載された通学区間を大学に無断で書き換えてはいけません。変更する場合は学生支援課奨学厚生係または天王寺地区総務課で変更手続きを行ってください。

●記載事項の変更

改氏名・現住所の変更・通学区間の変更および通学定期券発行控欄の余白がなくなった場合は、学生支援課奨学厚生係(天王寺地区総務課)へ届け出てください。

●学生証の再交付

紛失等の場合は、学生支援課奨学厚生係(天王寺地区総務課)に届け出て、再交付の手続きを行ってください。学生証の交付は約2週間後です。改氏名等を除き、原則再交付には、再交付費用(税込2,300円※R7.12時点)が必要となります。

<学生証の提示が必要な時>

- ・図書館を利用する場合
- ・試験を受ける場合
- ・各種証明書、申請書等の手続きをする場合
- ・通学定期券又は学生割引乗車券を購入する場合
- ・天王寺キャンパスに入構する場合
- ・電子錠の教室等を利用する場合 等

※大学生協の加入者については、学生証に電子マネー機能が付加されます。チャージすることにより、キャンパス内の生協食堂・生協売店で利用できます。

●通学定期

通学定期券は、通学を理由とする場合のみ購入が認められており、学生の居住地の最寄り駅から大学の最寄り駅までの最短区間を結ぶ交通経路のみ購入できます。

課外活動やアルバイト、勤務地を経由するために最短区間とならない交通経路を登録することはできません。

虚偽の記載をした場合は不正使用となり、懲戒処分(退学・停学)の対象となる場合があります。

通学定期券は、在学確認兼通学区間シールを貼り付けた学生証で購入できます。学生証で購入できない場合は、通学証明書を別途発行します。証明書の発行は学生支援課奨学厚生係(天王寺地区総務課)へ届け出てください。